

特記仕様書

- 工事名** 令和5年度 磯部浄水場2系沈澱池汚泥掻き寄せ機塗装塗替工事
- 工事場所** 志摩市 磯部町 恵利原 地内 (志摩市磯部町恵利原 223 磯部浄水場構内)
- 工事期間** 契約の日から令和5年9月29日まで
- 注意事項**
- ・機械の上部で、処理中の水に影響を与えずに作業準備、素地調整、塗装及び片付け等作業のできる箇所は、時期を問わず施工できる。ただし、週に1回程度の機械稼働日には、養生を取り払って機械の稼働ができる状態にすること。機械稼働日は別途協議する。
 - ・機械の下部で、処理中の水に近接する部分及び水没部の作業準備、素地調整、塗装及び片付け等作業は、原則として、別途業者が別途契約により受注して行う“沈澱池清掃業務”中における2系沈殿池の水抜き作業中に施工すること。
(おおむね6月中旬から7月中)
沈澱池清掃業務は、2池ある沈殿池に対して時期をずらして施工するため、協議の上、施工時期を合わせること。
 - ・受注者は、工事実施にあたり、既設設備に影響を与えないよう十分に養生する。工事完了後は、速やかに養生を撤去し、後片付け、清掃を行う。
 - ・作業中に劇毒物、油類、汚水等により水道水等を汚染しないようにしなければならない。
 - ・作業に従事する者は、病原体がし尿に排せつされる伝染病、感染症の患者または病原体の保有者でない者とし、健康診断等により、このことを証明する証明書を作業前に監督職員に提出する。(項目は、腸チフス、パラチフス、赤痢、サルモネラ、腸管出血性大腸菌等。)
 - ・受注者は、資格を必要とする作業がある場合、それぞれの資格を有する者に施工させる。
 - ・工事及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料は、受注者の負担とし、手続き等は受注者の責任で処理すること。
これらが発注者の設備により確保できるときは、発注者の承諾を得た場合に限り使用できる。